

京都市保健福祉局指定管理者選定等委員会市民公募委員募集及び選考要領

(目的)

第1条 この要領は、京都市保健福祉局指定管理者選定等委員会設置要綱第3条第1項に掲げる市民公募委員の募集及び選考について、その手続き及び基準を規定することにより、公正かつ合理的な選考を図ることを目的とする。

(手続き)

第2条 手続きは次の手順で行うものとする。

- (1) 募集の周知
- (2) 応募受付
- (3) 書類審査・選考
- (4) 応募者への通知

(募集の周知)

第3条 募集の都度、広報発表を行う。

(応募受付)

第4条 郵送等により受け付けるものとする。受け付けた書類は、応募者に返却しない。

(提出書類)

第5条 応募者には、応募用紙及び設定した課題に関する小論文のほか、保健福祉局長が特に必要と認める書類の提出を求める。

2 応募用紙の様式及び設定する課題は、募集の都度、保健福祉局長が定める。

(選考)

第6条 応募に際して提出された小論文等により行う。

(選考する者)

第7条 選考は保健福祉局長が行う。

(選考基準)

第8条 小論文の内容において、次の各号に掲げる観点を審査し、その優劣により行う。

- (1) 課題に沿った内容であるか。
- (2) 述べられている内容に具体性があるか。
- (3) 公正な考え方に立ち、委員としてふさわしい内容であるか。
- (4) その他、保健福祉局長が重要と認める事項

(応募者への通知)

第9条 選考結果は、文書で応募者全員に通知する。

2 委員となった者の氏名の公表は、委員全員の公表時に、他の委員と合わせて行う。

附 則

この要領は、平成21年2月18日から施行する。